



ISSN 0385-0838

第185号

発行所

亜細亜大学アジア研究所

東京都武蔵野市境5-8

題字：初代学長 太田耕造先生

デジタル化に向けた海外IT人材の活用

九 門 大 士

高度外国人材の企業の受け入れ方法については、大きく分けてグローバル採用(海外直接採用)と日本の外国人留学生採用の2つがある。グローバル採用の場合は、インドのインド工科大学(IIT)や中国の清華大学、シンガポールのシンガポール国立大学(NUS)など有名大学をはじめとして海外の大学を中心に採用活動をして、日本に誘致する形が多い。日本の外国人留学生は、基本的に日本人大学生・大学院生と同様の採用プロセスで選考を受けることになる。本稿では、主にIT分野の高度外国人材について、グローバル採用を中心に留学生採用も交え、その採用・活用の現状と課題について論じる。

<日本で働くIT系の外国人材の数は増加>

本稿で扱うIT人材はAIやデータサイエンス

など先端的なデジタル技術を扱う人材とシステム開発などを行う従来型のIT人材の両方についてとする。目下コロナ禍の影響を受けて国境を越えた移動が難しいことが多いが、今後IT人材の採用は中国、ベトナム、インド、その他東南アジアなどを中心に進むと考えられる。主な理由は日本でこうした人材が不足しているためだ。経済産業省の「IT人材需給に関する調査」(2019年)によると日本国内のIT人材は先端的IT人材と従来型IT人材を含めて、2030年に最大で79万人不足すると予測されており、国内での育成を急ぐとともに、海外の優秀なIT人材を誘致することが求められている。

中長期的に見ると、日本で働くことを希望する海外IT人材は一定数いる。最近では、リモートワークが世界的に進展したことで海外のIT技術者に国外から日本の業務を行ってもらう動きも出てきている。人材会社のパソナによると、同社はインドやベトナムなど海外に在住するIT分野等のエンジニアなどを日本の企業に紹介する『越境リモート人材サービス』を2021年11月から開始している。

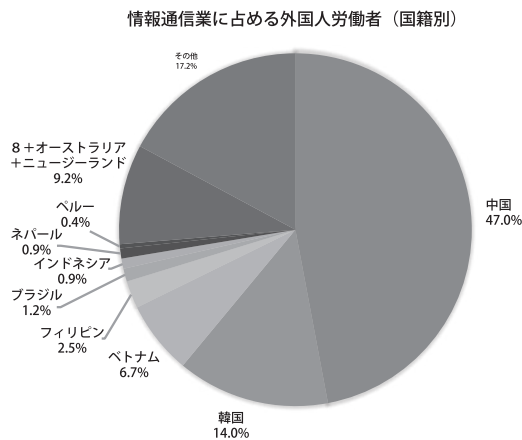
厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(2020年10月末現在)によると、2020年の外国人労働者数は172万4,328人で、前年同期比4%の増加となり、2007年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新した。高度外国人材は在留資格別では、「専門的・技術的分野」にあたり、32万9,034人と前年同期比18.9%の増加となっている。「専門的・技術的分野」のうち

目 次

- デジタル化に向けた海外IT人材の活用
…… 九門 大士 … (1)
- 中国における産児政策の転換と少子高齢化の特質
…… 巖 善平 … (5)
- ロシア憲法改正——プーチンの政治的レガシー
…… 永綱 憲悟 … (7)
- 韓国の高額紙幣不足—
キャッシュレス大国の意外な現金志向と地下経済活性化の兆し
…… 奥田 聡 … (10)
- 少子化と経済社会のイノベーション
アジアと日本の未来
…… 大泉啓一郎 … (12)
- お世継ぎ問題
…… 遊川 和郎 … (14)

「技術・人文知識・国際業務」が最も多く、内容は主に企業で働く技術者やマーケティング・海外業務従事者などを含む。「技術」のみの統計が現在はないため、日本の「情報通信業」の外国人労働者数をみると、2020年10月末時点で7万1,284人と、2012年10月末時点の2万6,427人と比べ2.7倍となり、増加傾向にある。国籍別にみると、割合が高い順に中国（47.0%）、韓国（14.0%）、ベトナム（6.7%）、フィリピン（2.5%）となっている（図1）。

図1) 日本の情報通信業に占める外国人労働者(国籍別)

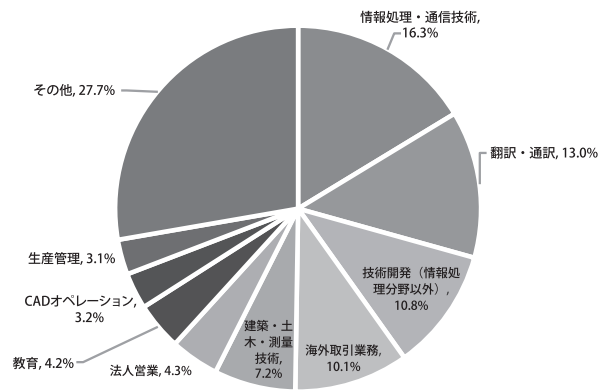


出所：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（2020年10月末現在）

次に法務省の統計から、海外から就労目的で来日する人材を中心に、外国人留学生出身人材を含めて海外IT人材をみしてみる。まず、グローバル採用の対象となる前者については、法務省によると、2019年に「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格の認定を新たに受けた外国人は5万527人となり、前年比21.7%増加した。これは基本的に海外在住または日本に新たに入国した外国人に対する認定で留学生からの変更許可は含まれない。

職種別にみると、情報処理・通信技術が11,635人（16.3%）、翻訳・通訳が9,296人（13.0%）、技術開発（情報処理分野以外）が7,754人（10.8%）、海外取引業務が7,226人（10.1%）と上位を占めている（図2）。

図2) 職務別の在留資格交付を受けた人数（全体シェア・海外からの人材）

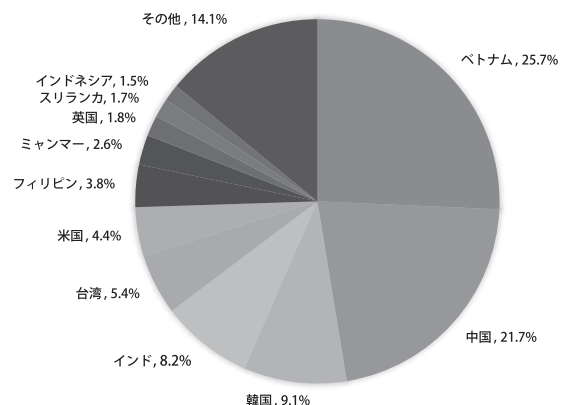


出所：法務省『令和元年における日本企業等への就職を目的とした在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付状況について』より作成

主にIT人材の業務となる技術開発（情報処理分野）が全体の16.3%と最も多く、それ以外に技術開発（情報処理分野以外）が10.8%と、合計すると技術系で全体の3割近くを占めている。

主な国籍・地域別で見ると、ベトナムが12,982人（前年比30.8%増）と最も多く、中国が10,975人（前年比33.7%増）、韓国が4,613人（前年比0.2%増）、インド4,143人（前年比24.0%増）、台湾2,723人（前年比17.6%増）の順となっている。これは全体の国籍・地域別の統計ではあるが、前述のように全体の3割近くがITを含めた技術系であることを考慮すると、図1で述べた情報通信業に従事する外国IT人材と近年海外から直接採用されている外国IT人材の国籍に変化が出てきていることがわかる。中国、韓国、ベトナム出身者が主要な人材ではあるが、近年ベトナムの比率が高まってきており、インドの人材も増えているとみられる。

図3) 国籍・地域別の交付を受けた人数（全体シェア・海外からの人材）



出所：法務省『令和元年における日本企業等への就職を目的とした在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付状況について』より作成

次に外国人留学生出身のIT人材についてみてみたい。法務省によると、2020年における外国人留学生の在留資格変更許可数は2万9,689人で前年比4.1%減少となっている。うち「技術・人文知識・国際業務」が2万6,268人と全体の88.5%を占めた。職務別にみると、翻訳・通訳1万220人（20.6%）、海外取引業務4,038人（8.1%）、情報処理・通信技術3,592人（7.2%）が上位に入っている。技術系は、情報処理・通信技術に、技術開発2,473人（4.9%）、CADオペレーション960人（1.9%）を加えて合計で14%となっている。

このように、IT人材は、海外からの直接採用を中心に留学生出身者なども含めて国内で不足している人材を補完している状況にある。

<海外の優秀なIT人材の特徴>

それでは、海外のIT人材の特徴はどのようなものか。基本的には、海外では大学の専門と就職での職種が密接に関連しているため、大学でコンピューターサイエンスやソフトウェアエンジニアリングを学んでいる人材が多い。

例えば、ある日本の地方の国立大学の理系大学院でビッグデータやAI関連の技術を学んでいるインド人留学生A氏は、まずは日本に強みのある製造業で3年から5年程度経験を積んで、その後はITサービス関連の企業で働き、ITを活用した製造とサービスの両面を理解する人材になりたいと話していた。このように、IT企業とユーザー企業を行き来してキャリアを作っていくのはアメリカなど人材の流動化が進んでいる海外ではよくあることだ。

ただし、日本は就職の際大学での専門にこだわらないことが多いため、大学の専門と必ずしも一致しなくてもIT人材やITコンサルタントとして採用しているケースもある。バングラデシュ系アメリカ人で、日本の大手企業でデータエンジニアとして働いていたB氏は、元々はアメリカの大学で物理学と天文学を専攻しておりデジタル技術は専門外だった。しかし、日本語や日本のカルチャーが好きで日本という海外で

のキャリアの経験を積みたいと思い、アメリカから日本での就職先を探していた。ただ、インターネットで日本企業の募集を検索しても日本語のサイトが大半だったことなどから、就職活動が進まなかったところ、仲介会社を通じてインターンシップのチャンスを得て、その後正式に採用された。

<激しいグローバルな人材獲得競争>

海外から優秀なデジタル人材を採用する場合の課題として、3点挙げられる。第1に、シリコンバレーのスタートアップや海外企業との人材獲得競争が激しい点である。インドのMITと呼ばれるインド工科大学（IIT）で優秀なエンジニアを採用する場合、大学が入社した社員の評価や企業側の対応などを総合的に判断して企業のランキングを決めている。GAFANAなどを筆頭にランキングの高い企業からデイ1、デイ2と早期に採用説明会への参加が可能になり、最初の方の日程に入れないと、優秀な人材は採用されて残っていない。日本企業はグーグルやマイクロソフトなどと競争しなければならないため、優秀なソフトウェアエンジニアの採用に苦勞しているのが現状である。大学への対応も必要なため、インドにある現地法人と本社人事部が連携して採用活動を行っている企業もある。

第2に、世界的に見て日本のIT人材の給与水準が魅力的でないことだ。経済産業省が2016年に発表した「IT人材に関する各国比較調査報告書」によると、ITエンジニアの平均年収はアメリカの1,158万円に次いで日本は598万円、2位だが、1位のアメリカとは2倍近く、給与差がある。また、3位のインドは533万円だが、給与が国内全産業の平均年収の8倍以上に対し、日本は2倍弱となっており、インド国内での相対的な給与水準が高いため同国での給与満足度は非常に高い。日本の大手メーカーによると、これは博士号を取得して海外を中心に研究している海外の研究者全般に言えることで、特にAI人材など不足している専門分野では欧米企業に限らず中国やインド企業の方が給与が高い事例もみられるという。

給与差については、日本企業の雇用・人事制度の根幹に関わる問題で、すぐに解決するのは

難しい。そのため、日本企業はそれ以外の魅力も発信していく必要がある。ただし、世界の優秀なIT人材が企業を選ぶ際の理由は、給与だけではない。日本のあるスタートアップ企業によると、今のミレニアル世代やZ世代は特に、より良い社会作りに仕事を通じて貢献したいという場合が多いという。そうしたミッションを掲げ実現しようとする企業は魅力的に映るということだ。加えて、同社では自由な働き方ができるように、出勤の場所や頻度を毎日通勤、週何日か通勤、週5日全てリモートワークなど社員が選べるようにしているという。

第3の課題は、日本語能力の問題だ。日本の地方などに留学しているIT関連の専攻や理系の留学生は日本での就職を希望していることが多いが、企業との間で日本語能力のミスマッチが起こっている。北陸AJEC・北陸経済連合会・ジェトロの共同研究で、筆者が2018年に実施した北陸4大学留学生へのアンケート調査（回答率：15.5%）の結果によると、回答者238名の所属は「大学院206（86.6%）」「大学32（13.4%）」と大学院生が8割以上を占め、専攻では理系が76.9%と、大学院在籍の理系学生が多い。出身国・地域をみると、中国が全体の5割以上、東南アジアが3割程度となっている。

前述のアンケート調査と北陸経済連合会が2018年3月に実施した「景気などに関する会員アンケート」を用いて、留学生の志望する職種と企業で働く外国人の職種を比較すると、留学生は「技術開発（情報処理）」の志望度が非常に高い（41.3%）が、企業は「IT・ソフトウェア（4.5%）」と非常に低い状況である。同分野への企業ニーズは高まってきているが、北陸地方では英語コースの理系大学院生も多く、「日本語を流暢に話せる」という条件をつけるとお互いのニーズが合わないことが多い。こうした傾向は北陸地方のみならず、他の地方でもみられる。

日本語能力のミスマッチの問題を解決するには、英語でも筆記試験や面接などの採用活動を実施する、入社的前後に日本語の研修を対面式やeラーニングなどで実施していくなどが挙げられる。

<IT人材の定着に向けた取組と発想の転換>

入社後も、人材が定着するための取り組みが

必要である。人事が一方的に異動を決めるのではなく、社員と相談しながらIT人材としての専門性を身につけることができるキャリアを社員自身が選択できるようにすることが重要だ。日本企業では、IT人材として入社しても、ローテーションの一環で希望しない部署に異動することがあり、専門性が途切れてしまったり、本人が望まないキャリアになって退職してしまうケースもある。海外のIT人材に聞いても、自分の意思と異なる異動があれば退職を考えるという人が多い。

パーソル総合研究所の「外国人雇用に関する企業の意識・実態調査」（2019年9月）によると、外国人材の離職率が低い職場で実施率が高い外国人本人への支援として、「外国人材の強みを活かせる部署への配置」が「日本人よりも離職率が低い」職場では37.5%、「日本人よりも離職率が高い」職場では22.1%という結果となっていた。

また、定着に向けた取り組みを行うと同時に、発想の転換も必要になる。上記のように定着の支援をしても自身のキャリアの都合などで退職することはあり得る。それが良くないと捉えるのではなく、むしろ海外とのネットワークや人脈作りの一環として考えることが大事だ。例えば、1）退職後もその企業の卒業生ネットワークを通じて情報交換や仕事の受発注を行う、2）レファール（縁故）採用を在籍している／退職した外国人材を通じて行う、など離職した後もつながれる環境作りを行うのである。

実際に、日本企業でも様々な試行が始まっている。母国に帰国する場合は、現地法人に移籍して勤務してもらうことやいったん退職しても出戻り社員として受け入れることが挙げられる。九州の中堅企業では、「のれん分け」として、退職して帰国した外国人社員が自国で起業することを支援し、その企業と取引することをやっている。

参考文献

九門大士（2020）『日本を愛する外国人がなぜ日本企業で活躍できないのか？』、日経BP。
（くもん・たかし アジア研究所教授）

中国における産児政策の転換と少子高齢化の特質

巖 善 平

中国国家统计局は去る5月11日、2020年国勢調査(人口センサス)の主要結果を公表した。同年の総人口は14億1178万人と前回調査からの10年間で7087万人しか増えていない。年平均増加率でみると、この間はわずか0.53%と2000-10年の0.57%を下回り、1990-2000年の1.07%の半分にも及ばない。特に2020年の人口増が178万人(0.12%増)にすぎず、合計特殊出生率(Total Fertility Rate、TFR)も1.30に留まったという結果は、社会に大きな衝撃を与えた。

中国は近年産児政策の転換を進め、TFRの回復を図ってきたが、成功したとはいえない。5月末、党中央が一組の夫婦で子供を3人まで産むことができるとする「3人っ子政策」を急遽決めたのもTFRの低迷に対する焦りの表れであろう。このような状況が今後も続くとすれば、中国は数年後人口減少社会に突入するだろう。1990年代頃、多くの専門家は中国の総人口が2030年頃にピークの16億人に達すると予測したが、隔世の感を禁じ得ない。いったい何が起こったのだろうか。

産児政策の転換とTFRの推移

元々1979年から始まった「1人っ子政策」は30年間という期限付きのものであり、20年前から同政策の見直しがすでに開始された。1980年代生まれの1人っ子世代が結婚の年齢を迎える2000年代に入ってから、1人っ子同士が結婚する場合、子供が2人まで産めるとする「双独2人っ子政策」が主要16都市で実験された。そして10年経った2011年末よりこの政策は全国に導入された。それに合わせて、計画生育政策の基本方針も産児制限からサービス強化へと修正され(2012年の第18回党大会)、主管官庁の国家人口・計画生育委員会も廃止された(2013年の全人代)。さらに、2014年より片方が1人っ子の夫婦

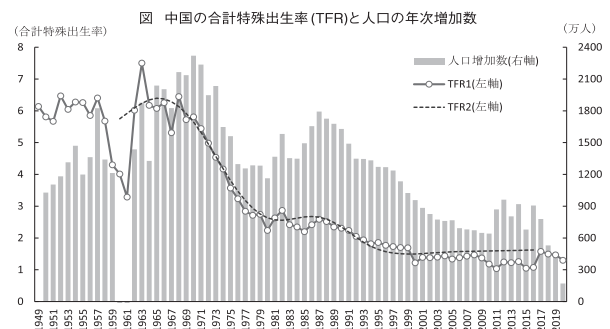
も子供2人が産めるとする「単独2人っ子政策」が打ち出され、2015年に人口・計画生育法が改正され1人っ子政策が廃止された。以来、すべての人に2人っ子政策が適用されるようになった。

ところが、こうした産児政策の転換は必ずしもTFRの回復に寄与していない。建国後70年間におけるTFRおよび年次人口増加数を示す図から見て取れるように、晩婚、少産、出産間隔広げ(晩少稀)を内容とする計画生育政策が本格化した1970年代に入ってから、TFRが急カーブを描いて下がり、1人っ子政策が始まった1980年代以降も低下を続けた(2011年が1.03)。

2010年代に、上述の政策転換が行われた結果、TFRの一時的な上昇が見られたものの、その効果はきわめて限定的である。2人っ子政策の実施に伴い、2人目を設けたい人達はその堆積効果を放出し、2017-19年のTFR(1.58、1.50、1.47)の向上に寄与したが、20年にまた1.30に戻った。

人口の年次増加数はこの間大きな数値を呈したが、国家统计局が20年国勢調査に基づいた修正値であり、TFRの動きと完全に一致しているわけではない。また、国家人口・計画生育委員会が提供したと思われる世界銀行の数字も図に示され、近年、国家统计局の推計値との間に大きなギャップが見られるが、専門家の多くは国家统计局の数値がより実態を反映していると指摘する。

要するに、TFRの低下に歯止めが効いていないところに人口動態の激変があったのである。



注：(1)TFR1、TFR2はそれぞれ国家統計局、世銀のデータによる。(2)データ出所は『中国人口と就業統計年鑑』(各年)、世界銀行 (<https://data.worldbank.org/indicator/SP.DYN.TFRT.IN>)、および『中国統計年鑑』(各年)等による。

中国のTFRが回復しにくい固有の事情

中国では産児政策の影響もあり、出生率、死亡率および増加率の三者関係を表す人口転換は日本等の先進国より早く進行し、近い将来、少産多死という人口減少局面に移行するだろう。今までの多産少死、少産少死をもたらしたメカニズムについては人口経済学の標準理論ではほぼ解釈可能だといわれる。つまり、経済発展に伴い、都市化が進み産業構造も大きく変化した。社会保障制度の整備で老後のための備えとしての生育が不要となった、農業など自営業から雇用労働に変わったことで子供の生育に起因する機会費用が増えている、競争社会を生き抜くための教育への投資が増大している、といった理由から、子供を設けることからのメリットが減り、デメリットが増える。結果、子供を多く産まなくなる社会が現れたのである。

ここでは、そうした一般論を念頭に置きつつ、筆者が現地調査から得た3つの家族の関連情報を紹介し、中国の少子化に強く作用する独特の事情を説明する。

A(女性)は地方公務員を55歳で定年退職し、地方銀行のトップを務める夫との間で一人娘を設けたが、その娘は大卒後日本に留学し、帰国してからは北京で働いている。娘は数年前、北京の有名大学に勤める日本留学時代の友人と結婚し、今3歳となった娘を持つ。夫婦共働きの上、その夫も地方出身のため、両家の親は交替で上京して孫娘の世話をしなければならない。最初は大学の狭い公舎に住み、後に大学から遠く離れた高層アパートを優遇価格で購入したが、利便性が悪いため、近く立地の良いアパートを新たに購入する計画である。ところが、8-10万円/1㎡という高い価格のため、両家は力を合わせ今までの蓄えを総動員し、さらに住宅ローンを組まざるを得ない状況にある。夫婦とも1人っ子なので、今は子供3人まで産めるし、両家の親もそのように望んでいるが、本人達

は、考えられないと口を揃える。育児に手間がかかり、経済的負担も大きいという理由だけでなく、自分達も1人っ子だから子供を多く持つという意思があまりないという。

B(男性)は国有企業の労働者として働いたが、鉱山勤務のため法定の55歳を2年前倒して退職し、年金を給付されるまでの2年間は失業手当を受けながら、警備や清掃のアルバイトをした。アルバイトの妻は国民年金に加入している。2人とも年金生活に入ってから仕事も続けるという。最大の理由は、30歳近くとなった1人息子がアパート購入のため親戚や銀行から借りた巨額の債務の返済に支援することである。息子はまだ独身であり、歪な男女比を背景に立派な住まいを持たなければ、相手を見つけることが難しい。親が子の面倒をここまで見ないといけないという悪しき風習が蔓延り、男の子を設けることのコストが非常に高い。結婚難は少子化の深刻化に拍車をかけている。

C(女性)は一般の民間企業に20年余勤めた後に退職し、様々なアルバイトを繰り返してきた。長女が結婚し外孫が産まれたことを機に、Cは孫および自分の高齢の親を世話することに重きを置くようになった。次女は大学在学中だが、会社勤めの夫の収入だけでも比較的気楽な暮らしが出来ている。子供2人とも娘であり、その結婚に向けての住宅や車の購入を支援する必要がないからである。そうした現実を見て育った長女は、2人目の子を産もうとする考えをもっていない。女の子が生まれればよいが、男の子がもう1人増えてしまえば、その後の人生は地獄だろうというのである。

個別の事例だが、そこから住宅価格の高騰、1人っ子世代の生育観の変化、結婚難、公的育児支援の欠如といったTFRの回復にネガティブに作用する中国固有の要素が見出される。中国は建国100周年の目標(中華民族の偉大なる復興)を掲げるが、この「中国の夢」を夢に終わらせないためには、少子化の速度を落とし人口減少社会の到来を先延ばしすることは必要不可欠である。中国共産党・政府の力量が試されている。

(げん・ぜんへい 同志社大学グローバル・スタディーズ研究科教授)

ロシア憲法改正——プーチンの政治的レガシー

永 綱 憲 悟

なぜ改憲が行われたのか。

ロシアでは2020年7月3日、全条文の3分の1に及ぶ大幅な改正憲法が成立した。改憲の第一の目的は2024年に任期切れが迫るプーチンに続投可能性を与えることであった。第二の目的は大統領権限の増強であり、第三の目的は対外的な主権主張強化であった。改憲プロセスはプーチン主導で進み、その内容は20年間のプーチン統治を正当化するという性格を帯びていた。その意味で、この改憲はプーチンの政治的レガシーを文書化するものと受け止められた。

プーチンの続投可能性はどのようにして憲法に規定されたのか。

そもそも現行憲法は大統領の任期について「同一人物は大統領職を続けて二期を超えて占めることはできない」と規定していた。このためプーチンは2008年には首相職につき、2012年に復帰したという経緯があった。しかし、生涯で「2回」までにすべきという批判も根強く、それを受けて改憲法案では、「続けて」が削除された。

しかし、法案審議の最終段階に至って、これまでの大統領の任期はカウントしない、という方策が提案された。プーチンがこの提案を「憲法裁判所の承認」と「国民による賛成」を条件に受け入れたことで、現職プーチンおよび前職D・メドヴェージェフについては二期限定の例外とすることが改憲に組み込まれたのである。

なぜ国民は改憲を支持したのか。

改憲投票は当初4月22日に予定されていたが、新型コロナウイルス感染症拡大により延期となり、7月1日実施となった(ただし分散のため6月25日から投票開始となった)。結果は投票率70%、賛成率78%、絶対賛成率(=投票率×賛成率)55%で、有権者の半数が改憲を支持し

た。1993年、エリツィン大統領の下での、現憲法採択時の国民投票では、投票率54%、賛成率58%で、絶対賛成率32%であった。これに比すれば今回の改憲は圧倒的支持を得たといえるであろう。

支持の背景は何か。まず確認すべきは、国民大多数がプーチン続投を支持していたわけではないという点である。独立系の世論調査機関レヴァダセンターが投票直前に行った調査では、続投賛成者52%に対し、反対者44%で、賛否はある程度拮抗していた。

にもかかわらず多数が賛成票を投じたのは、改憲内容に「年金の物価スライド制」や「最低生活費以上の最低賃金保障」が加わっていたからである。これらは法律レベルではすでに規定され、かつ実現されており、改憲により国民生活が何か改善されるわけではなかった。しかし、こうした条項は改憲賛成投票への「人參」の役割を十分果たした。世論調査での高齢者の改憲支持の高さはそのことを示唆している(表1)。

なお、「大統領任期」と「年金スライド制」のようなまったく性格の異なる事項の修正を一つの改憲法案にまとめ、一括投票に付すことの違法性が、選挙監視NPO団体などから指摘されていたが、大きな議論とはならなかった。

表1 世論調査／憲法改正投票賛否(年代別／%)

	賛成	反対
全体	60	36
18-24歳	33	45
25-39歳	44	33
40-54歳	55	31
55歳以上	77	15

[調査は2020年7月24-25日に実施]

(出典) <Levada Tsentru>、

<https://www.levada.ru/2020/08/07/kto-i-kak-golosoval-za-popravki-v-konstitutsiyu-zavershayushhij-opros/> (アクセス 2021年11月4日)

改憲内容（1）大統領権限の強化

プーチン任期問題以外での重要改憲事項の第一は大統領権限の強化であった。とりわけ検事総長については、これまで上院（連邦会議）に任免権があったが、改憲により、上院との「協議」後、大統領が任命するものとされ、罷免については協議も不要とされた。

また裁判官がその名誉と尊厳を毀損した場合、これまでは内部的対応であったものが、大統領が職務停止を上院に提起できることとなった。さらに議会が採択した法案について、大統領は、署名前に憲法適合性判断を憲法裁判所に求めることが出来ることとなった。

改憲を提起した2020年教書でプーチンは、広大な国土、複雑な民族領域構成を有するロシアは「強い大統領共和国」でなければならないと語っていた。まさにその主張に従い大統領権限がいっそう強化された。

改憲内容（2）保守愛国主義の喧伝

ついで注目すべき改憲内容は、愛国主義や社会保守思想を唱道する条項が多数加えられたことである。その改正条項の指向性は、普遍的人権や国際協調を基調とする現憲法と一致しておらず、同一憲法の中に異なる理念が共存することとなった。

プーチンの当初の改憲提案には、この部分の修正案は含まれていなかった。しかし、プーチンは大統領諮問機関として「改憲作業グループ」なるものを作り、そこに自分に近い作家、芸術家、スポーツマン、学者、社会活動家、議員らを集めて、改憲議論を行わせた。彼らの間から保守愛国主義の提案が多数噴出してきたのである。

具体的には、「神」への言及条文が加えられ、「祖国擁護における国民の偉功」の意義が強調され、ロシア語が「国家を形成する国民の言語」とされ、結婚は「男と女の結合」（つまり同性婚の否定）とされた。

改憲内容（3）主権強調外交

我が国でも注目されたのが、改憲により「領土割譲呼びかけの禁止」条項が加わったことである。これも上記の作業グループで提起され、それをプーチンがとりあげたことで改憲内容に組み入れられた。ただしプーチンは外交実務交渉に悪影響を及ぼさないよう留保を加えた。このため、日本との平和条約交渉にこの改憲が直接的に影響を及ぼすことはないと思われる。

主権強調として、国際機関決定に対するロシア憲法の優先も明記された。これはプーチン原案に当初からあったものである。国際機関決定を無視する例は他国でもあるが、一般的には国際協調を建前にしつつ、現実面で自国利益主張という方法が取られる。ことさら自国憲法優先をうち出したのは国内宣伝的意味合いが強いと思われる。

2024年に実際にプーチンは続投するのか。

改憲の目的はあくまでプーチンに出馬の「可能性」を与えることであった。それにより、プーチン自身の言葉によれば、「1-2年後、通常のリズムの仕事ではなく、権力の多方面で、後継者探しが始まる」ような事態を回避することが主眼であった。それゆえ、かりにプーチンが2024年に大統領を辞任したとしても、終身上院議員や国家評議会議長（法修正必要）など就任可能なポストも用意され、退任後の訴追免責保証も改憲条文で規定されている。予測は困難であるが、2023年後半にプーチンが退任を宣言し、後継者指名を行う可能性も否定できないように思える。

ロシアはどこへ向かうのか。

表2 世論調査／ロシアは西側にどう対応すべきか(年代別／%)

	敵として	ライバルとして	同盟者として	友人として	回答困難
全体	5	29	44	13	10
18-24歳	4	19	50	21	7
25-39歳	5	25	44	15	11
40-54歳	4	32	43	11	11
55歳以上	6	33	43	10	8

[調査は2021年8月19-26日に実施]

(出典) Levada Tsentr,

<https://www.levada.ru/2021/09/08/mezhdunarodnye-otnosheniya-avgust-2021/>
(アクセス 2021年11月5日)

この改憲で大統領権限が強化され、保守愛国理念が強く唱えられ、対外主権が強調されることとなった。プーチン自身はこの改憲で「国家体制が強化され、この先数十年にわたってのわが国の発展条件が作られるだろう」と自賛している。一方、ロシアの政治学者L・シェフツォワは、この改憲で、欧州になろうとしていた初期プーチン主義の時代が終わったと見ている。

しかしプーチン時代に育った若者を中心に、欧米との関係改善を求めている人も少なくない(表2)。ロシアはことさら欧米との対決を望んでいるわけではないが、自分たちの地政的権益主張、そして保守的価値主張を下ろさずに、関係改善を図ることを求めている。このため、欧米からの警戒心拡大(時には制裁)を招き、それがロシアの反欧米スタンスを強めるという負のスパイラルが働いている。

このスパイラルから抜け出すには新しいアプローチが必要である。だがそれは、プーチン後の課題であり、いつ、真の意味でプーチン後が来るかはなお定かではない。

(注記) 以上の記述について、出典根拠は以

下の2つの拙稿を参照されたい。

「2020年ロシア憲法改正」『国際関係紀要』第30巻 第1・2合併号。

<<https://asia-u.repo.nii.ac.jp/>>からアクセス可能。

「2020年ロシア憲法改正プロセス」『アジア研究所紀要』第47号。

<<https://www.asia-u.ac.jp/laboratory/annals/>>に掲載。

(ながつな・けんご 亜細亜大学学長)

韓国の高額紙幣不足

キャッシュレス大国の意外な現金志向と地下経済活性化の兆し

奥 田 聡

「ATMで5万ウォン札が引き出せない」

2020年、韓国の金融機関の現場でちょっとした異変が起きていた。同年6月ごろから現金自動引出機（ATM）で最高額面の5万ウォン券の取り扱いが中止されるケースが各所に見られるようになり、窓口でも5万ウォン券の引き出し枚数を制限するところが多くなったのだ。

同月、ある銀行のATMの前に張られた案内文には次のように書かれていた。

「韓国銀行が5万ウォン券の発行を一時中断しているに伴い、ATM出金時に5万ウォン券が出金されない可能性があることを予めお知らせいたします。ご不便をおかけして申し訳ありません」

コロナ禍で予備的現金需要が急増

こうした現象が起きたのは、第1にはコロナ禍という前代未聞の事態への不安心理によって高額紙幣に対する予備的動機に基づく退蔵が増えたことが挙げられる。2020年11月に発券銀行である韓国銀行が5万ウォン券不足と関連して発表した「コロナ19以後の5万ウォン券還収率に関する評価と示唆点」と題するレポートは、予備的通貨需要の急増が5万ウォン券不足の主因だったとの立場をとる。

韓国を襲ったコロナ第1波（2020年2-4月）を見た市民は不測の事態に備えて緊急用資金を現金で手当てしようとした。この頃、業者が顧客に対して代金の現金決済を要望するケースが相次いだ模様だが、こうした動きも市中での現金需要の高まりを物語るエピソードと言える。

対面業種の不振で銀行入金が減少

第2に、今回のコロナ禍では現金での受け取りの多い業種が集中的に打撃を受け、売上金を金融機関に入金しなくなったことが挙げられる。上述の韓国銀行のレポートによれば、アジア通貨危機やリーマンショックなど過去の金融

不安の際は製造業や建設業が打撃を受けたが、今回のコロナ禍では宿泊、飲食店、運送、各種レジャー、免税店、カジノなどの対面営業業種の不振が際立った。これら業種はいずれも現金売上の比率が高く、コロナ禍に伴う売り上げ減に伴って金融機関への入金も減少した。これがひいては金融機関の現場での支払い用現金の不足に拍車をかけたという。

還収額低下と需要増で発券が追い付かず

そして、第3に、高額紙幣の需要急増に発券当局が対応しきれなかったことが挙げられる。コロナ第1波に際して急増した5万ウォン券への需要に対応して韓国銀行は発券を大幅に強化した。しかし、市中に出た5万ウォン券は早々に退蔵され、上述のように金融機関への現金入金が少なくなり、これに伴って韓国銀行への還流も減った。5月以降は発行元の韓国銀行でも増発用銀行券の数量確保に窮するようになってしまい、発券高がコロナ前を下回るようになった。

図からは、コロナ禍による不況下でも5万ウォン券の残高が年率で10%台後半の比較的高い率で伸び続けたことが分かる。一方、還収率は20%程度に急落して回復していないことも見て取れる。

5万ウォン券の不足に対し、韓国銀行は韓国造幣公社に対する新券発注を増やすと伝えられている。2021年に入ってから、前年のような深刻な状況は見られなくなっているが、図が示すように現在も5万ウォン券の還流は細ったままで、市中での退蔵は続いている。金融機関の現場での5万ウォン券の需給は依然としてタイトな状況が続いているという。

「キャッシュレス大国」の意外な現金選好

世界有数のキャッシュレス大国となった韓国。経産省の「キャッシュレス・ビジョン」（2018年）によれば、韓国のキャッシュレス比率

は世界最高の89.1%を誇る。財布を持たずに出勤する人が多くなるなど、文字通りのキャッシュレスライフが広まりつつある。しかし、意外なことに現金選好はいまだ健在だ。特に日銭商売の零細業者などではこの傾向が強い。今も現金決済を条件に値引きを持ち掛ける業者は多く存在する。彼らの目当ては、税務当局が追及しにくい「自由な資金」だ。

そもそも韓国政府がキャッシュレスを推進したのは、事業者の所得把握を進めて徴税を強化するためであった。事業者側にメリットが少ない、いわば「官製キャッシュレス化」の色彩が強い。キャッシュレスの進展で脱税の余地は年々狭まったが、このことが皮肉にも匿名性を兼ね備えた確実な価値保蔵手段である現金への人気が高まる結果となった。

くすぶる「地下経済流入説」

昨今の5万ウォン券の不足はコロナ禍に伴う樁事であり、事態の鎮静化と共に収束する些事のようにも思える。しかし、今回の高額紙幣需給のアンバランスについて、現金選好の強さと関連付けて深読みする見方は後を絶たない。

最近の高額紙幣需要の伸びは取引動機によるものではなく、価値保蔵の動機によることは間違いない。現金で価値保蔵を図る理由に関して韓国の人々が勘繰るのは、価値保蔵の動機が人目をはばかるような類のもの、例えば、脱税や債務返済回避で得られた資金の地下経済への隠蔽などではないかという点だ。

今回の5万ウォン券不足について、金大智・国税庁長は2020年8月31日の国会予算決算特別委員会全体会議で「高額紙幣に対する需要増加の原因は低金利基調もあるが、脱税の目的もあると考える」と述べた。韓国銀行も5万ウォン券不足の主因は予備的動機による退蔵であると分析しつつも、地下経済への流入説を否定してはいない。

地下経済活性化の兆し

2021年に入って、韓国経済はコロナ禍の打撃から立ち直る傾向を見せている。予備的動機に伴う高額紙幣の保有は減るはずだが、実際にはまだ大量の5万ウォン券が退蔵されているのは上でも見た通りである。大量に退蔵された高額

紙幣が地下経済を活気づけているとの見方について、いくつかの傍証を挙げることができる。

第1に、激化する不動産投機が挙げられる。不況下にもかかわらず不動産価格は高騰を続けている。2021年10月、土地取引制限区域に指定されたソウル・江南の狎鷗亭一帯では、210平米のアパートが72億ウォン（約7億円）で取引された事例がある。不動産価格高騰を問題視する政府は不動産ローンを規制するなどの対応策を打っているが、現金購入者らが規制をすり抜けて投機を過熱させている。

第2に、究極の安全資産として知られる金塊の取引が急増したことが挙げられる。10月25日に国会企画財政委員会に所属する梁敬淑議員（共に民主党）が発表した資料によると、2020年の韓国内における金塊取引高は26.2トン、1.8兆ウォンに上り、前年比重量ベースで2.4倍、金額ベースで3.0倍と急増した。この他、2020年の金庫の販売額が前年の約2倍に跳ね上がったという。

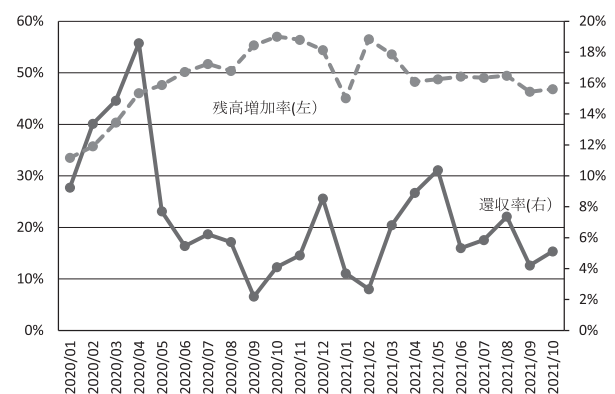
社会分断激化の契機にも

コロナ禍に端を発した5万ウォン券の不足現象で浮かび上がったのは、旧来型の現金志向と脱税志向、不動産・金塊の投機など、韓国経済の古い体質であった。これは持てる者が投機を通じてさらに豊かになる構造でもある。

これら貧富の格差を拡大させかねない動きをいかにして効率的に抑え込むか。終末期を迎えた文在寅政権に課せられた重い課題である。

（おくだ さとる・アジア研究所教授）

図 韓国5万ウォン券・発券関連月次指標



(注) 残高増加率は前年同月比、還収率は各月までの3か月間の
還収高÷発券高

(出所) 韓国銀行経済統計システム

少子化と経済社会のイノベーション アジアと日本の未来

大 泉 啓一郎

ポスト・コロナで問われるイノベーション能力

コロナ感染拡大が長期化するなか、ポスト・コロナに向けた政策も議論されるようになってきた。興味深いのは先進国と新興国・途上国との違いなく、その目指す方向が似通っていることである。マクロ経済面では、成長と分配のバランスをとること（所得格差是正）であり、産業分野では、デジタル・エコノミーを推進すること、地球温暖化への取り組み（グリーン・エコノミー）を加速することである。

どうやら、ポスト・コロナの成長路線はコロナ以前への回帰ではなく、新しい成長路線への移行ということになりそうだ。その際に求められるのは、新しい考え方とその実現、「イノベーション」であることはいうまでもない。もっとも、コロナ感染拡大以前から、世界は第4次産業革命の時代に入ったといわれていたし、経済社会のデジタル化はコロナ感染拡大のなかで加速した。

かつて、小宮山宏『課題先進国 日本』（中央公論新社 2007年）は、技術大国である日本は、地球レベルでの課題を高い技術によって解決することにより、世界の主導権を維持しつづけることができるとした。また、吉川洋『人口と日本経済』（中公新書 2016年）は、歴史的にみれば、経済成長は、技術の進歩によって牽引されてきたのであり、人口減少を経済停滞の要因として捉えるのではなく、高齢化をもイノベーションの機会とすべきだと主張した。

しかし、日本の技術面の優位性は、デジタル技術が世界的に急速に波及するなかで、失われつつあるように見える。伊藤亜聖『デジタル化する新興国』（中公新書 2021年）が指摘するように、現在は、新興国・途上国においても先進国の同様にデジタル・イノベーションが起こ

る時代である。たとえば、高齢化が世界で最も進む日本では遠隔診断はもっと進んでもよかつたはずだ。しかし、実際には、アジア新興国・途上国でも遠隔診断がスタートしており、日本はむしろ遅れをとっている。キャッシュレス決済もアジア新興国・途上国が先行している。このような状況から、日本を「デジタル後進国」と表現する人もいる。たしかに、2021年9月にデジタル庁が開設されたものの、まだマイナンバーカードの普及さえ進んでいない。

イノベーションと人口構成

日本のイノベーションの課題は技術開発ではなく、実装化する力が足りないことなのかもしれない。

そこで仮に、技術の実装化を牽引する世代を20～39歳として考えてみよう。実際にスタートアップの担い手の多くは、この世代である。日本の同世代の人口比率は1990年の27.8%から2020年には21.0%に低下した。2020年の水準は世界平均の30.1%より9.1ポイントも低い（表の(1)）。さらに、2030年には19.5%に低下する。少子化が進む他のアジア諸国でも同比率は低下傾向にあるが、日本の水準はもっとも低い。少子化は高齢化の加速要因であるとともに、イノベーション世代の比率低下の要因であることも軽視してはならない。

加えて、これら世代は新しい価値観の担い手である。

経済産業省『通商白書2021』は、2021年に27歳から38歳に相当する「ミレニアル世代(*1)」、18歳から26歳に相当する「Z世代>(*2)」が、「従来の資本主義的価値観からサステイナビリティを重視する価値観へより変化していく」原動力となると指摘した。また、2025年にはミレニアル世代以降の生産年齢人口に対する比率も

大きく上昇することから、2020年代にアジアを含め世界が大きく変わることを予感させる。

たしかにミレニアル世代以降の世代を、1985年生まれ（2021年に36歳）以降の世代と仮定して、その生産年齢人口における同世代の人口比率の変化をみると、2030年には、すべてのアジアの国で、その比率は50%を超える（表(2)）。これら世代がデジタル・ネイティブ世代でもあることを考えると、今後10年間で経済社会のデジタル化も加速度的に進む力となる。

ただし、2030年時点の比率は国によって大きく異なる。最も高いラオスの73.3%から最も低い日本の51.2%まで幅が大きい。日本の場合には、試算に用いた国連推計よりも少子化が進んでいるため、2030年に50%に達しない可能性もある。これが今後も日本の経済社会のデジタル化を遅らせる原因になるかもしれない。ちなみに、2020年時点で、すでに同比率が50%を超えているカンボジアでは、スマートフォンの普及もあって、アジアのどの国よりも先駆けてデジタル通貨が使用されている。

また、『通商白書2021』は、ミレニアル世代やZ世代が、世界が直面する課題、すなわち気候変動・環境保護などへの意識が高い、と指摘する。実際に、2021年10月31日から11月13日にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）において、これら世代が各国政府の対応が手ぬるいとして、抗議集会を開催したことは記憶に新しい。

彼ら・彼女らの関心は気候変動・環境保護に留まらない。香港、タイ、ミャンマーで起こったデモの主演もこれら世代であり、これは現在の政治体制に対する異議申し立てと捉えることもできよう。

もっとも少子化が進行しているために、これらの世代の勢力はまだ小さい。

そこで、次に20歳以上の全人口に占めるミレニアル世代以降の人口比率をみてみると、2020年時点では、最も高いラオスの46.0%から最も低い日本の18.0%までやはり幅が大きい（表(3)）。ラオスやカンボジア、フィリピンでは、まもなくこれらの世代が過半数を占めるのに対し、日本のそれは2040年半ばのことになる。

日本の場合には、人口構成で見れば、イノベーションの担い手の割合も、新しい価値観の担い手の割合も、アジアのなかでもっとも低いまま推移する。

ただし、ここまでの議論は人口動態からの考察にすぎない。つまり、ミレニアル世代よりも年上の世代が、経済社会のデジタル化や新しい価値観などを若者と共有し、議論することで実態は大きく変わる。

言い換えれば、ポスト・コロナの経済社会は、ミレニアム世代よりも、むしろ年上の世代の立ち振る舞いにかかっているということである。

- (＊1) 1983年1月～1994年12月生まれ
 - (＊2) 1995年1月～2003年12月生まれ
- (おおいずみ・けいいちろう アジア研究所教授)

東アジアの人口構成

	(%)								
	(1)20-39歳の人口比率		(2)生産年齢人口に占めるミレニアル世代以降の人口比率			(3)20歳以上の全人口に占めるミレニアル世代以降の人口比率			
	2020年	2030年	2020年	2025年	2030年	2020年	2030年	2040年	
日本	20.8	19.5	32.9	41.8	51.2	18.0	29.9	42.4	
韓国	26.9	22.6	34.0	42.2	51.7	23.6	34.1	44.5	
台湾	28.0	22.3	35.0	42.9	52.3	24.2	35.0	46.1	
香港	26.5	19.8	32.2	41.6	52.4	22.4	33.5	45.3	
シンガポール	29.6	23.9	35.2	44.1	53.7	26.1	37.2	48.5	
中国	28.8	23.7	39.1	47.5	56.9	28.5	41.4	54.6	
ブルネイ	33.4	28.4	44.9	52.9	61.6	35.2	49.3	61.6	
カンボジア	35.9	31.6	54.2	62.9	71.3	43.2	59.6	73.0	
インドネシア	31.0	29.5	46.8	56.0	65.1	35.4	52.3	66.5	
ラオス	33.7	32.6	57.4	65.8	73.3	46.0	62.8	75.5	
マレーシア	35.3	30.8	50.6	59.1	67.3	39.4	54.6	67.1	
ミャンマー	31.7	31.7	49.4	58.7	67.3	37.5	55.4	69.6	
フィリピン	32.0	32.3	54.2	63.6	72.1	42.0	59.7	73.0	
タイ	27.0	25.6	37.6	46.7	56.4	26.2	39.7	51.9	
ベトナム	32.5	27.0	45.2	53.9	62.9	34.9	48.7	61.8	
世界	30.1	28.3	47.4	57.0	66.3	34.6	51.2	65.6	

(注) ミレニアル世代以降の人口：1985年生まれ以降の人口
網掛けは50%以上

(出所) World Population Prospects, the 2019 revision より筆者作成

お世継ぎ問題

11月に開催された中国共産党6中全会で、毛沢東、鄧小平の時代に続く第3の「歴史決議」が採択された。建党百周年の節目での総括ではあるが、過去の歴史決議と同様、党大会前に権力掌握を示す儀式と言ってよいだろう。

これまで党の文書は「十一届三中全会以来(1978年12月)」と、改革開放への転換をスタート地点として記述されるのが常だったが、今回の歴史決議では「十八大以来(第18回党大会、2012年)」と習近平総書記就任が起点となった記述が多くを占め、「中国特設主義新時代」と表現されている。

「新時代」と命名された時代が10年やそこらで終わるはずはなく、建国百年(2049年)を意識した時代区分と理解できる。習近平総書記も当然、従来どおり二期十年でお終いとは考えにくい。

鄧小平は権力掌握後、毛沢東が亡くなるまで最高権力ポストを手放さなかった教訓から、「七上八下」(政治局常務委員は就任時68歳になっていないこと)を不文律のルールとし、任期は二期十年とした。そして二期目に入るときに後継候補が常務委員入りするよう時間をかけながら制度化していった。

人事の硬直化など制度化の弊害がなかったわ

けではないが、最高指導部をめぐる熾烈な権力闘争を回避する一定の役割を果たしたことは確かだ。何よりもこうしたルールは鄧小平のような余程の実力者でなければ作ることはいかない。

習近平がこれを白紙に戻してしまうことは、今後お世継ぎ問題が政権の大きな不安定要因となることを示唆している。習は毛、鄧と並ぶ権威を確立し3期目就任は確実、体制は盤石との見方は強い。習は「いつ」「誰に」という変数を見えなくすることで「一強」体制を築いているが、逆にこの二つ、つまり出口が見えないことで、政権は常に緊張を強いられる。失敗を許されない状況は極端な政策が選択肢となりやすく、朝令暮改も起こりやすい。

1953年生まれの習近平も不老不死ではない。今はよいが十年後は78歳、現在のバイデン米大統領とほぼ同じ。長期政権によって後継は1960年代生まれを飛び越えて1970年代生まれ(現在副部長級)になると予想されている。しかし、習一強下で有力な後継候補は育ちにくく、権力移行に伴う混乱は避けられないだろう。将来お世継ぎをめぐる党内お家騒動が勃発しないことを祈るばかりである。

(アジア研究所教授 遊川和郎)



* 研究所だより *

コロナ禍、海外との往来が難しくなって2年になろうとしています。これまで頻繁に行っていた現地調査の間も空き、アジア各地でどのような変化が起きているのか想像を逞しくする日々です。そうした中でも、学内外の専門家から構成される研究プロジェクトを継続し、定期的な研究会(主にオンライン)を通して情報収集、意見交換を行っています。

これら日ごろの研究成果を報告書や公開講座、アジアウオッチャーなどのセミナーを通して広く共有できればと思っています。ご意見・ご要望をお寄せください(koza@asia-u.ac.jp)

現在、進行中の研究会は下記の5つです。

- ①『新たな国際経済環境とASEANおよび各国の課題』(代表大泉啓一郎アジア研究所教授:令和元年度~令和3年度)
- ②『南北対話の拡大と経済交流』(代表奥田聡アジア研究所教授:令和元年度~令和3年度)
- ③『アジア太平洋における貿易投資政策と安全保障政策の新たな相克』(代表久野新国際関係学部教授:令和2年度~令和3年度)
- ④『アジアの高度外国人材等の受け入れと日本の取組み』(代表九門大士アジア研究所教授:令和2年度~令和4年度)
- ⑤『中国・習近平政権の着地点Ⅲ』(代表遊川和郎アジア研究所教授:令和2年度~令和4年度)